

令和 7 年 4 月 11 日

福井南警察署長 殿

福町自治会会長 朝倉 千秋

横断歩道及び一時停止標識の設置に係る要望書

貴職におかれては、日頃から地域住民の安全で安心な暮らしを守るために日夜職務に精励されていることに敬意を表するとともに、弊自治会を代表いたしましてお礼申し上げます。

ご承知とおり、弊自治会内には「福町公園」と近隣には「緑苑公園」の各公園が設置されており、これらの公園を利用しようとする場合は、福 1 丁目と福 2 丁目の間を通る市道（中）3-599 号線を横断しなくてはなりません。門前 2 丁目の（株）バイクガレージ福井から福町公園までの間に横断歩道が 1 ヶ所も設置されていません。

特に、添付資料（以下「資料」という。）の①については、遊歩道にも関わらず当該道路で分断されており、歩行者は安心して遊歩道を渡って公園を利用できません。そればかりか、横断しようとする歩行者がいても、自動車は一時停止もしないことから、重大事故につながる蓋然性が非常に高いものと思慮するところです。

また、資料の②についてはカーブミラーが設置されているにも関わらず、3 月 25 日には自動車どうしの追突事故が発生しており、人身事故の発生も危惧するところです。

つきましては、資料のとおり①及び③の個所には横断歩道を、②については横断歩道あるいは一時停止の標識の設置を要望いたしますので、貴職の迅速かつ適切な対応をお願いいたします。



福町自治会HP